

益田市農業委員会第21回総会議事録

1. 開催日時 令和4年(2022)3月25日(金) 13:30~14:55
開催場所 市役所 3階 大会議室

2. 出席 農業委員(13名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 6番 御神本康一 8番 佐原 晃子 9番 北條 義洋
10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 12番 豊田 志摩 13番 柳田 継男
16番 西川 友史

3. 欠席 農業委員(3名)
7番 田中 綾 14番 豊田 浩 15番 宮川 有衣

4. 出席 農地利用最適化推進委員(21名)
田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一 山根 健治
寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美 野村 浩三
永見 浩二 河野 正憲 領家 耕一 和崎 恒義
椋木 昭雄 潮 好介 豊田 繁雄 中島秀一郎
宮内 英之 椋木 孝光 岡崎 定佳 渡邊 豊孝
河野 光好

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(3名)
増野 六彦 寺戸豊太郎 三浦 和顕

6. 提出議案
議第 123号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 124号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議第 125号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 126号 農地でないことの確認について
議第 127号 農用地利用集積計画の決定について
議第 128号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について
報第 108号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 109号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第 110号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第 111号 農地の埋立届出について
報第 112号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
報第 113号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
報第 114号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

7. 議事に参加した職員
石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋主事
田中美都総合支所地域振興課長、齋藤匹見総合支所地域振興課長

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 21 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、12 番の豊田志摩委員、1 番の又賀保委員、よろしく願いいたします。また、本日の欠席委員は 7 番の田中綾委員、14 番の豊田浩委員、15 番の宮川有衣委員、増野六彦推進委員、寺戸豊太郎推進委員、三浦和顕推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。はじめに「議第 123 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を 1 a で告示しております。</p> <p>土地の所在は、久城町の畑 1 筆 131 m²です。譲り渡し事由は、宅地と一緒に附属する農地を売り渡し、耕作してもらうため、譲り受け事由は、宅地と共に譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1 番の又賀です。現地確認は 3 月 15 日に大畑委員と 2 人で行いました。先月の総会で特例区域に設定された案件です。特に問題はないと思いますのでよろしく願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>田ノ上武夫推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>2 番をお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、高津三丁目の田 1 筆 751 m²です。譲り渡し事由は、高齢となり管理が困難なため、譲り受け事由は、隣接地に農地を所有しており譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3 番の須藤です。現地確認は 3 月 16 日に澁谷推進委員と行いました。場所は〇〇沿いの田になります。譲渡人から田を耕作できないから誰かに耕作してもらいたいと以前から相談を受けていました。色々と相談していましたが、〇〇等ありまして耕作者へは繋がりませんでした。道を挟んで隣接の田を耕作している譲受人が〇〇を植えたいとのことで、この度の申請となりました。問題はないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
澁谷記幸推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日は 2 件です。ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 123 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 124 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。</p> <p>土地の所在は、乙吉町の田 1 筆 332 m²です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p>

	<p>変更前の転用目的は個人住宅で、転用事業者の都合により事業することができなくなったため、このたび承継者が個人住宅を新築したいとのことで事業計画の変更申請を提出されたものでございます。</p> <p>なお、この件に関しては、このあと、議第 125 号の整理番号 1 番で審議される予定となっております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番の大畑です。現地確認は 3 月 15 日に又賀委員と 2 名で行いました。申請地は〇〇の近くです。申請は個人住宅を建築するためでしたが、困難であることから承継人が個人住宅を新築するそうです。適当であると判断しました。</p>
会長	<p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 124 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 125 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、乙吉町の畑 1 筆 332 m²です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番の大畑です。現地確認は 3 月 15 日に又賀委員と 2 名で行いました。申請地は〇〇の近くです。先ほどの事業計画変更申請の件です。隣接農地の所</p>

	<p>有者の同意書、水利組合の同意書が添付されており、適当であると判断しました。</p>
会長	<p>2番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号2番 本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま東町の畑1筆 312㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番の大畑です。現地確認は3月15日に又賀委員と2名で行いました。申請地はかもしま東町の〇〇の近くです。譲渡人と譲受人は〇〇になります。申請は個人住宅を建設するため、上下水道の完備された所であり、隣接農地の所有者の同意書が添付されており、適当であると判断しました。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>3番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号3番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま東町の畑2筆 847㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、事務所及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番の大畑です。現地確認は3月15日に又賀委員と2名で行いました。申</p>

	<p>請地はかもしま東町の〇〇の近くです。申請はモデルハウスを建設するため、上下水道の完備された所であり、隣接農地の所有者の同意書が添付されており、適当であると判断しました。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>4番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号4番 本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま西町の畑2筆 392㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1番の又賀です。現地確認は3月15日に大畑委員と2人で行いました。場所はかもしま西町の〇〇の近くです。譲渡人と譲受人は〇〇であり、土地を借りて個人住宅を建てるために申請されたものです。特に問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>5番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号5番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま西町の畑1筆 388㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、残高証明書が添付されています。</p>

	ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
又賀保委員	1番の又賀です。現地確認は3月15日に大畑委員と2人で行いました。場所はかもしま西町の〇〇の近くです。申請は個人住宅を建設するため、現地は下水道も完備されており、特に問題はないと思いますのでよろしくお願い致します。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	6番をお願いします。
事務局	整理番号6番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま西町の畑1筆 237㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地分譲で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は3月15日に又賀委員と2名で行いました。申請地は〇〇の近くです。申請は分譲宅地とするためです。上下水道も完備されており、適当であると判断しました。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	7番をお願いします。
事務局	整理番号7番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、高津五丁目の畑2筆 571㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

<p>会長</p>	<p>転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>須藤寿人委員</p>	<p>3 番の須藤です。現地確認は 3 月 16 日に澁谷推進委員と 2 人で行いました。場所は〇〇沿いに〇〇がありますが、その裏の方になります。隣接農地の所有者の同意書、土地改良区の意見書も添付されており、問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>澁谷記幸推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>8 番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 8 番</p> <p>本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、遠田町の田 1 筆 366 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、駐車場及び倉庫で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、証書の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>吉村太委員</p>	<p>4 番の吉村です。現地確認は 3 月 15 日に澤江推進委員と行いました。場所は〇〇沿いの〇〇の裏側になります。土地の造成にあたって土砂の流入を防ぐため防護フェンスを設置するそうです。近隣の農地の日照にも問題はありません。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>澤江浩一推進</p>	<p>ありません。</p>

委員 会長	9番をお願いします。
事務局	<p>整理番号9番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田2筆 1,570 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
北條義洋委員	9番の北條です。現地確認は3月22日に領家推進委員と〇〇と行いました。場所は〇〇沿いの〇〇に抜ける〇〇の近くになります。これまでも何件か太陽光発電の申請が出ている場所です。担い手がおらず、猪や猿が出たりするような場所です。隣接農地の所有者の同意書、土地改良区の意見書も添付されており、問題はないと思います。
会長	地元推進委員何かありますか。
領家耕一推進委員	ありません。
会長	本日は9件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。
佐原晃子委員	9番の太陽光発電についてですが、周囲で耕作されている方はどのくらいいるのでしょうか。
北條義洋委員	何人かは耕作しておられますが、皆さん高齢です。申請地辺りは〇〇が耕作をするところですが、申請地周辺は街中を通り、トラクターやコンバイン等の機械を運ぶのが難しく、〇〇になっており非常に条件の悪い所で、〇〇も手が出せない場所となっています。
佐原晃子委員	分かりました。
会長	他にありませんか。

	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 125 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 126 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、梅月町の 1 筆 247 m²です。昭和 35 年頃から耕作しておらず、原野化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>会長</p> <p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>北條義洋委員</p> <p>9 番の北條です。3 月 16 日に和崎推進委員、〇〇と〇〇立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は〇〇から〇〇に抜ける〇〇がありますがその〇〇沿いになります。現地は〇〇の近くであり、おそらく昔に〇〇をし、〇〇をして農地にしたような場所です。一部がすでに崩れており平らなところがありません、どこが農地だったのか分からないような場所でした。下は一部が崩れ、上には猪が出た跡もありとても農地として残せる場所ではないと判断しました。</p> <p>会長</p> <p>地元推進委員何かありますか。</p> <p>和崎恒義推進委員</p> <p>ありません。</p> <p>会長</p> <p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 126 号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 127 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
--	--

事務局	<p>今月の農用地利用集積計画は利用権設定の新規 37 件、再設定 58 件の計 95 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規 3 件、再設定 9 件の計 12 件の合計 107 件です。</p> <p>新規の利用権設定 40 件のうち、議事参与の案件がありますので、議事参与の委員は随時指示しますので、退室をお願いします。</p>
会長	<p>議事参与の関係で、整理番号 23 番から先に審議をさせていただきます。議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p> <p>それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 23 番</p> <p>申請地は、上黒谷町の田 1 筆 131 m²です。10 年間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
豊田繁雄推進委員	<p>二条地区の豊田です。2 月 1 日に谷本委員、豊田志摩委員と現地確認を行いました。借受人が借りた土地に農業用倉庫を建てるそうです。問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>それでは整理番号 23 番について先に採決させていただきます。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号 23 番については原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p>
会長	<p>続きまして一括方式の 1 番につきまして議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p> <p>それでは説明をお願いします。</p>

事務局	<p>一括方式 整理番号1番</p> <p>申請地は、下本郷町の田3筆 2,731㎡です。5年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>吉田地区の田ノ上です。本日欠席の増野推進委員に代わり説明をします。農地中間管理事業を活用し借受人が耕作するそうです。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは一括方式の整理番号1番について先に採決させていただきます。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。一括方式の整理番号1番については原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p>
会長	<p>続きまして一括方式の3番、4番について議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p> <p>それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>一括方式 整理番号3番、4番は借り人が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、安富町の田6筆 9,258㎡です。8年間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9番の北條です。この貸付人ですが、今まで耕作をされていましたが高齢になり、〇〇年前から経営地を縮小していました。今年から体調も悪くなり借受人にお願いするそうです。問題はありません。</p>
会長	<p>それでは一括方式の整理番号3番、4番について先に採決させていただきます。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。一括方式の整理番号3番、4番</p>

	<p>については原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p>
会長	それでは1番に戻りまして説明をお願いします。
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>申請地は、飯田町の畑1筆 769㎡です。3年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
澁谷記幸推進委員	高津地区の澁谷です。この件は今まで〇〇が耕作していましたが、もう耕作が出来ないということで近くを耕作している借受人が耕作をするそうです。問題はありません。
会長	整理番号3番から5番をお願いします。
事務局	<p>整理番号3から5番については、借り手が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、大草町の田4筆 合計4,658㎡です。5年11ヶ月間の賃借権設定です。</p>
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
山根健治推進委員	北仙道地区の山根です。3番から5番について、今までも耕作をしていましたが申請が漏れていたことからこの度の申請となりました。よろしく申し上げます。
会長	6番をお願いします。
事務局	<p>整理番号6番</p> <p>申請地は、大谷町の田1筆 599㎡です。3年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
野村浩三推進委員	豊川地区の野村です。貸付人ですが農地を相続によって取得されまして、農業はしないことから借受人が耕作をしたいとのことでこの度の申請となりました。きちんと管理されており、問題はないと思います。

会長	7番と9番をお願いします。
事務局	<p>整理番号7番 申請地は、波田町の田及び畑9筆 合計5,318.61㎡です。9年間の解除条件付賃借権設定です。</p> <p>整理番号9番 申請地は、波田町の田及び畑9筆 合計4,218㎡です。9年間の解除条件付賃借権設定です。</p>
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
寺戸康人推進委員	真砂地区の寺戸です。申請地は遊休農地となっていました。借受人が借り受けて〇〇を栽培するそうです。今までも遊休農地となっており、このままおいておけば耕作放棄地となっていたため、遊休農地も解消され問題はないと思います。
会長	10番をお願いします。
事務局	<p>整理番号10番 申請地は、波田町の田1筆 500㎡です。2年間の賃借権設定です。</p>
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
寺戸康人推進委員	10番ですが、借受人が今まで耕作していましたが、申請をしていなかったことから、きちんと申請をされ、今まで通り耕作するそうです。問題はないと思います。
会長	20番21番をお願いします。
事務局	<p>整理番号20番21番については、借り手が同じですので一括します。 申請地は、向横田町の田5筆 合計3,248.12㎡です。8年間の賃借権設定です。</p>
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
椋木昭雄推進委員	高城地区の椋木です。3月22日に現地確認を篠原委員と行いました。20番の貸付人ですが、昨年まで耕作されていましたが高齢のためできないということから農地中間管理事業を活用するそうです。21番の貸付人ですが、〇〇ということから耕作する人がいなくなったため、農地中間管理事業を活用す

	<p>るそうです。問題はないと思います。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>35番をお願ひします。</p>
事務局	<p>整理番号 35番 申請地は、黒周町の田 6筆 4,911 m²です。10年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願ひします。</p>
豊田繁雄推進委員	<p>二条地区の豊田です。2月19日に谷本委員と豊田志摩委員と現地確認を行いました。貸付人ですが耕作が出来ず、昨年まで〇〇が耕作されていましたが、今年から借受人が耕作をするそうです。問題はないと思います。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>58番をお願ひします。</p>
事務局	<p>整理番号 58番 申請地は、美都町仙道の田 2筆 1,322 m²です。3年間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願ひします。</p>
佐原晃子委員	<p>8番の佐原です。貸付人ですが昨年まで耕作されていましたが、高齢のため出来ないということから近隣で耕作をされている借受人にお願ひするそうです。問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>61番をお願ひします。</p>
事務局	<p>整理番号 61番 申請地は、美都町小原の田 2筆 2,946 m²です。7年間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願ひします。</p>
佐原晃子委員	<p>8番の佐原です。契約の満期に伴って農地中間管理事業を活用するものです。問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>63番から 65番をお願ひします。</p>
事務局	<p>整理番号 63番から 65番については、借り手が同じですので一括します。 申請地は、美都町三谷の田 7筆 15,994 m²です。7年間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願ひします。</p>

佐原晃子委員	8 番の佐原です。契約の満期に伴って農地中間管理事業を活用するものです。問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。
会長	70 番をお願いします。
事務局	整理番号 70 番 申請地は、匹見町匹見の田 2 筆 3,941 m ² です。5 年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
渡邊豊孝推進委員	匹見上地区の渡邊です。貸付人ですが体調が悪くなったことから近くを耕作している借受人にお願いをし、耕作してもらおうそうです。問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会長	71 番をお願いします。
事務局	整理番号 71 番 申請地は、匹見町匹見の田 2 筆 1,542 m ² です。3 年間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
渡邊豊孝推進委員	匹見上地区の渡邊です。貸付人ですが〇〇ということから近くを耕作している借受人にお願いをし、耕作してもらおうそうです。問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会長	73 番から 83 番をお願いします。
事務局	整理番号 73 番から 83 番については、借り手が同じですので一括します。 申請地は、匹見町紙祖の田 16 筆 25,648.38 m ² です。7 年間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
渡邊豊孝推進委員	匹見上地区の渡邊です。この件は今まで相対でされていましたが、農地中間管理事業を活用されるそうです。問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会長	84 番から 86 番をお願いします。

事務局	整理番号 84 番から 86 番については、借り手が同じですので一括します。 申請地は、匹見町紙祖の田 4 筆 10,688 m ² です。3 年間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
渡邊豊孝推進委員	匹見上地区の渡邊です。今まで 85 番の貸付人が耕作されていましたが、高齢のため耕作が出来ないということから近隣で耕作されている借受人が耕作をするそうです。問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会長	93 番をお願いします。
事務局	整理番号 93 番 申請地は、匹見町道川の田 5 筆 7,218 m ² です。3 年間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
河野光好推進委員	匹見下地区の河野です。欠席の三浦推進委員に代わり説明します。以前は〇〇が耕作されていましたが、体調が悪くなり耕作が出来なくなったことから農地中間管理事業を活用するそうです。問題はないと思います。
会長	本日は再設定、一括方式を含め 108 件です。ただいま説明がありましたが、先に採決をしたものを除きまして何かご意見やご質問などございませんか。
谷本大輔委員	7 番の畑について、登記簿は宅地となっていますが小屋か何か建っているのでしょうか。
寺戸康人推進委員	昔は古い建物が建っていたと聞いていますが、現地を確認した時には何も建っておらず、遊休農地となっていました。
事務局	寺戸推進委員の説明通り、おそらく昔は建物が建っていたため登記地目が宅地で、その後地目の変更をしていないため宅地のままであると思われます。農地法上においては現況において判断をするため登記地目が宅地であっても問題はないと思います。
谷本大輔委員	分かりました。
会長	他にありませんか。
御神本康一委員	88 番の借受人の住所が〇〇となっていますが、耕作は大丈夫なんでしょうか。

会長	この借受人は住所が〇〇となっていますが、〇〇は匹見にあり、〇〇されているため1年の内ほとんどは匹見に戻られて耕作をされています。
御神本康一委員 会長	分かりました。 他にありませんか。
	それでは無いようですので採決いたします。「議第127号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。 (はい、の声) それでは許可といたします。次に「議第128号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。
事務局	お手元の資料をご覧ください。毎年、下限面積についてはご検討いただいた中で設定していくこととしています。2020年の農林業センサスの結果、調査項目に変更があり、公表される数値の基礎が一部変わったため、下限面積の設定について根拠の基礎となる数値が無くなって、算定が出来なくなっています。また、国においては〇〇が検討されております。そのため来年度は今年度と同様の面積で設定させていただければと思います。
会長	ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。 それでは無いようですので採決いたします。「議第128号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について」は原案通り承認としてもよろしいですか。 (はい、の声) それでは承認といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。
事務局	報第108号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、19件です。19件とも相続者が管理されます。 報第109号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について 届出件数は、5件です。 解約理由は、整理番号1番、2番は契約内容変更のため、整理番号3番、4番は中間管理事業の利用のため、整理番号5番は経営内容見直しのためです。

報第 110 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
届出件数は、1 件です。
解約理由は、耕作不便のためです。

報第 111 号 農地の埋立届出について
届出件数は、1 件です。
整理番号 1 番 土地の所在は、波田町の 2 筆 321.92 m²です。埋立後は畑として利用されます。

報第 112 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
届出件数は 1 件です。
整理番号 1 番 申請地は、神田町の 1 筆 1,348 m²でございます。
施工者は益田市で、工期は令和 4 年 2 月 18 日から令和 4 年 3 月 25 日です。

報第 113 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
届出件数は、1 件です。
土地の所在は、西平原町の 3 筆 765 m²のうち 38.27 m²です。

報第 114 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について
所在地は、愛栄町の 20 筆 計 13,079 m²、桂平町の 29 筆 計 13,015.70 m²、黒周町の 42 筆 計 12,963.47 m²、上黒谷町の 21 筆 計 12,472 m²、柏原町の 37 筆 計 18,394.61 m² 合計 149 筆 69,924.78 m²でございます。

今回の非農地判断を行った農地は、二条地区の平成 28 年から令和 3 年までの農地パトロールにおいて、B 分類として確認しておりました農地です。所有者 41 名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。
対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。

報告は以上でございます。

会長

ただいま事務局から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので第 21 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。